

第 1 回 熊本市自転車駐車対策等協議会（議事要旨）

開催日時：平成 29 年 10 月 2 日（月） 14 時 00 分～16 時 10 分

開催場所：桜の馬場 城彩苑

出席委員：（敬称略、順不同）

柿本竜治、小林守、小田真功、浜田浩、堀田博士、矢古島竜太
安田二郎、坂井一文、田中満生、長尾浩、桑原たか子、山口鈴子
鍋島幸一

【協議会】

○会長及び副会長選出

会長：柿本委員 副会長：桑原委員

○諮問内容について

○今後のスケジュールについて

○自転車駐車対策等のこれまでの取組み、経緯について

会 長：自転車駐車対策等のこれまでの取組み、経緯についてご質問はないか？
質問等なし

○諮問事項 （1）放置禁止区域の変更について ②中心部

会 長：中心部の放置禁止区域の変更案について、質問はないか？

委 員：300m の範囲は妥当だと思うが、山崎町周辺については超えているのではない
か？

事務局：300m はあくまで目安で、禁止区域設定の際には地形・地物で境界を区切っている。現在そこには専門学校等があるので禁止区域設定の際に説明に行き、連携をはかっていく。

委 員 : 禁止区域拡大については、駐輪場を作ってから拡大すべき、また 300m といわず小規模な駐輪場を数多く整備したほうが良いのではないか？

事務局 : 現在の駐輪場で需要は満たしている。中心部においての駐輪場の分散化については、土地の問題や費用等の問題がある。また、附置義務条例の制度があり、店舗の規模により駐輪場を設置しなければならないことから、そのような活用がはかられると考えている。

委 員 : 大規模駐輪場設置には費用がかかるので、小さい規模での分散化の方が費用が安いと考える。

事務局 : 大規模駐輪場を造ることが目的ではなく、民間事業者との連携を図り、駐輪需要を満たしてきている。

委 員 : 利用者は、すぐ近くまで自転車で行きたい、費用をかけたくないという思いがある。300m は距離が遠いと思う。中心部ではレンタル自転車も有効ではないか。また、路上などでの小規模駐輪場が多くあったほうが利用者は良いのではないかと思う。また、無料は嬉しいが、盗難などがおきにくい安全な駐輪場であれば有料であってもかまわない、すみわけが必要だと思う。

事務局 : 駐輪場の安全については、中心部で有料化になった時に防犯カメラを設置し効果をあげている。また、小さい駐輪場の分散化については、路上駐輪を前提とすることになりますが、過去に路上にラックを設置して対応した経緯がありますが、本市は、広い歩道ばかりではないこともあり、歩行者の通行の障害になるという経緯があった。それらを踏まえ、有料化と民間の活力を使い、放置対策として上手く運用できている。このことから熊本市の場合は路上に駐輪スペースを造ることは考えていない。

委 員 : 法的には路上駐輪ができない訳ではないと思う。バス停のすぐ近くに駐輪場があれば高齢者にはとても良いはずで、もっと地域の、市民の実情をよく聞いていただきたい。

会 長 : 駐輪場をすぐ造れといっても時間がかかることであり、駐輪対策についてはいろいろ考えていかなければいけない。また、使う側も自分の利用に合わせたりすることは、公共交通機関の場合なかなか難しい部分があり、そこは使う側が行政に歩み寄っていく必要もあると思う。市もなるべくみなさんの意見を聞き

いれていきたいと思うので、両者納得のいくところで今後議論を進めればと思う。

委 員 : 桜町の再開発が進むと車の渋滞や自転車需要も進むと思うが、附置義務駐輪場では駐輪需要を満たすか気になる。また、バス利用者には駐輪が無料としてできないのか。

事務局 : 無料化については、中心部において有料化することによって民間事業者の参入が図られ、駐輪需要を満たす駐輪場を確保することができた。また、バス利用者の無料化については、再開発事業者にこのことを伝える。

委 員 : 恒常的に満杯に近い駐輪場とそうでない駐輪場があるとのことだが、その対応策は？また市営駐輪場で、広告収入などの何か収入につながることはできないのか？

事務局 : 駐輪場の場所と満空状況については、インターネットにて「熊本市駐輪場マップ」というサイトがあり、これでどの駐輪場が空いているかなどが分かるシステムを導入している。

委 員 : 知らない人も多いと思うのでもっと PR してほしい。

事務局 : PR をもっと上手くしていきたい。駐輪場利用の偏在の対策については、民間と同様に料金格差をつける方法等が考えられる。また、駐輪場を活用した広告等については、今後検討も含めて考えていく。

委 員 : 駐輪場どうしの連携で、満空状況の紹介を利用者に伝えているのか？

事務局 : 現在そのご案内はすでに行っている。

会 長 : 中心部においての放置禁止区域の変更は、賛成で取りまとめる。ただ附帯意見として、小規模でとめやすい駐輪場も造ってほしい。との意見を付ける。

○諮問事項 (2) 放置禁止区域の指定について、③上熊本駅、④段山電停前、⑤西熊本駅、
⑥川尻駅説明

会 長 : 4箇所 の 放置 禁止 区域 の 指定 について、 質問 は ない か？

委 員 : 自動 二輪 の 駐 車 場 は 無い の か？

事務局 : 市 営 駐 輪 場 においては、 辛 島 公 園 地下 自 転 車 駐 車 場 に 5 0 台 程度 ある。 基本的 に、 自 転 車 と 原 付 バイク (125cc 未 満) を 対 象 と して いる。

委 員 : 説 明 資 料 に、 今 回 指 定 予 定 区域 に 放 置 自 転 車 の 写 真 が ある が、 それ ぞ れ 数 台 の 自 転 車 し け ない。 この 程 度 で 禁 止 区域 を かけ、 条 例 を 変 える の か？

事務局 : せ っ か く 駐 輪 場 を 造 っ て も、 駐 輪 場 の 真 横 に 放 置 す る 例 も あり 景 観 面、 通 行 の 障 害 が 発 生 す る こ と に な り ま す。 それ と、 禁 止 区域 の 設 定 の 手 続 き は 条 例 改 正 で は なく 規 則 の 改 定 と な る。

委 員 : 今 後、 禁 止 区域 の 指 定 の 際 に は 必 ず 半 径 300m を 適 応 し て い く の か。

事務局 : 基本的 に は 半 径 300m を 目 安 と 考 え て いる。 周 辺 の 状 況 に よ り、 た と え ば 放 置 自 転 車 が 発 生 し そ う も ない 住 宅 地 等 を 除 い た り し て いる。

会 長 : 地 形 ・ 地 物 で 設 定 し て いる。 また、 用 途 地 域 を 考 慮 し て 区域 から 除 く な ど も 行 っ て いる。

委 員 : 段 山 電 停 前 は 4 1 台 し け なく、 有 料 化 す る に も 費 用 が か か る。 そ こ ま で し て 駐 輪 場 を 整 備 し て い く の か。 た と え ば、 空 い て いる ス ペ ー ス に 簡 単 に 線 で も い れ て 駐 車 ス ペ ー ス を 確 保 す る と か は で き ない の か。

事務局 : 段 山 に つ い て は、 す ぐ に 有 料 化 す る 予 定 は ない。 現 在、 有 料 化 し て いる の は、 中 心 部 の み で、 今 後 有 料 化 し て い く 際 は、 い ろ い ろ な 面 から 検 討 し て い く 方 針。 また、 歩 道 橋 下 の 空 き ス ペ ー ス 等 の 通 行 に 支 障 の ない い わ ゆ る デ ッ ド ス ペ ー ス の 活 用 に つ い て は、 今 後 検 討 し て い き た い。 今 回 の 禁 止 区域 と し て は、 示 し た 範 囲 で 考 え て いる。

会 長 : ま と め と し て、 事 務 局 か ら の 提 案 4 か 所 の 禁 止 区域 の 指 定 に つ い て は、 妥 当 と す る。 デ ッ ド ス ペ ー ス の 活 用 は 付 帯 意 見 と し て 取 り 扱 わ ない。

○ 閉 会